

# 大分県森林環境税報告書

～第2期の検証と今後のあり方～

平成27年8月

大分県森林づくり委員会

## 目 次

はじめに	1
I 森林環境税制度の経緯	2
II 森林環境税収の状況等	3
III 税を活用した取組（平成23～26年度）	5
IV 森林環境税についての県民の意識	11
V 税導入後10年を迎えた現状と課題	13
VI 森林環境税の継続について	17
VII 今後の森林環境税の使途について	18

資料

## はじめに

大分県は、平成18年度に県民の理解と協力の下に、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のための財源を確保するため、5年を1期とする「森林環境税」を導入しました。

以来、税収を活用し、第1期（平成18～22年度）には、「県民意識の醸成」、「環境を守り、災害を防ぐ森林づくり」、「持続的経営が可能な森林づくり」、「遊び、学ぶ森林づくり」の四つの柱に基づく施策が展開されました。また、第2期（平成23～27年度）は、「県民生活を守り、地球環境保全につながる森林づくり」を大きなテーマとして掲げ、「災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備」、「低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用」、「県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組」の三つの柱に基づく施策が展開されています。

また、税導入以来、森林環境税の適正な運用を図るために、学識経験者や林業関係者、漁業、NPO、企業、公募など幅広い分野から選定された委員14名で構成する「大分県森林づくり委員会」において、税収の状況や施策についての県民の意見、税活用事業の成果等について検証を行っています。

第2期の最終年度にあたる本年度は、委員会を3回開催し、税活用事業の成果検証を行うとともに、事業実施後もなお残された課題や新たに生じた課題に対する解決策、今後の森林環境税のあり方等について協議を行いました。

協議の中では、自然環境や県民生活を守るための森林整備の重要性、充実した森林資源の循環利用による地域活性化の推進、森林環境教育等の促進による県民の意識醸成の必要性など、様々な意見が出ました。

その結果、委員会の総意として「森林環境税を継続し、今後も森林づくりの課題解決に向けた取り組みを実施していくことが望ましい」との結論に至りました。

本報告書は、「大分県森林づくり委員会」におけるこうした検討内容をまとめたものです。

近年、自然災害の多発や地球温暖化など環境問題が叫ばれる中、また、戦後造林された森林資源が利用期を迎える中、森林が有する多面的機能への県民の期待はますます高まっています。

森林は、安心・安全で心豊かな県民生活を支える基盤ともいえます。すべての県民の理解と協力の下で、森林環境税を活用した事業が効果的に展開され、林業の振興や地域の活性化を含め、森林と人間が支え合う社会が構築されていくことを強く切望します。

平成27年8月

大分県森林づくり委員会

委員長 井上 正文

## I 森林環境税制度の経緯

平成14年10月、九州地方知事会は、森林整備のための税制のあり方についての研究を開始し、これと並行して、大分県では、平成15年9月に県庁内に森林環境税に関する研究会が設置され、検討が行われた。

これらの検討結果を踏まえて、平成16年5月に、学識経験者等で構成する大分県森林環境税制懇話会が設置され、森林環境税の意義や税収の使途などについて専門的かつ幅広い見地から議論された。

森林は、水資源のかん養や土砂流出の防止、生活環境の保全、地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しているが、林業生産活動の停滞等に伴う荒廃森林の増加により、それらの機能が低下してきていることや、森林を身近に感じることの少ない生活様式への変化などにより、森林に関する県民の意識、関心が希薄になっていることから、すべての県民が恩恵を受けている森林を、県民中心、県民参画の理念のもと、県民全体で支えるシステムの構築が提案された。

税制懇話会は、森林保全のための既存施策を進める一方で、新たな森林づくりを行うための財源を確保するとともに、森林に関する意識の醸成を図るため、県民が等しく森林づくりを支援する仕組みとして、森林環境税の創設が有効との意見報告書を取りまとめ、知事に提出し、その具体的な使途として、

- ①県民意識の醸成
- ②環境を守り、災害を防ぐ森林づくり
- ③持続的経営が可能な森林づくり
- ④遊び、学ぶ森林づくり

の四つの提案を行った。

この意見報告書を踏まえ、平成17年3月に「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」いわゆる森林環境税条例が公布され、平成18年4月1日から施行された。

平成22年度には条例の適用期間の最終年度を向かえるにあたり、使途事業の実施状況や税や施策についての県民の意見を踏まえ「大分県森林づくり委員会」で森林環境税導入の成果について検証を行った。

その結果、森林環境税を継続し、税導入所期の目的である森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のための施策が引き続き進められるべきであるとの結論に至った。

継続にあたって、「県民生活を守り、地球環境保全につながる森林づくり」を大きなテーマとして掲げ、県民が事業内容と成果を理解しやすいように、事業を次の三つの柱に整理再編すべきとの結論を得た。

- ①災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備
- ②低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用
- ③県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組

この意見報告書を踏まえ、平成22年12月20日に「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」が改正され、同日施行された。

## II 森林環境税収の状況等

森林環境税については、平年度ベースで、個人は毎年度約52万人から約2億6千万円、法人は毎年度約2万6千社から約6千7百万円の税収があり、平成23年度から27年度の間の税収は個人・法人合わせて約16億1千3百万円の見込みである。

税収は、毎年度約3億2千万円であり安定的なことから、税収使途事業に計画的に取り組める財源となっている。

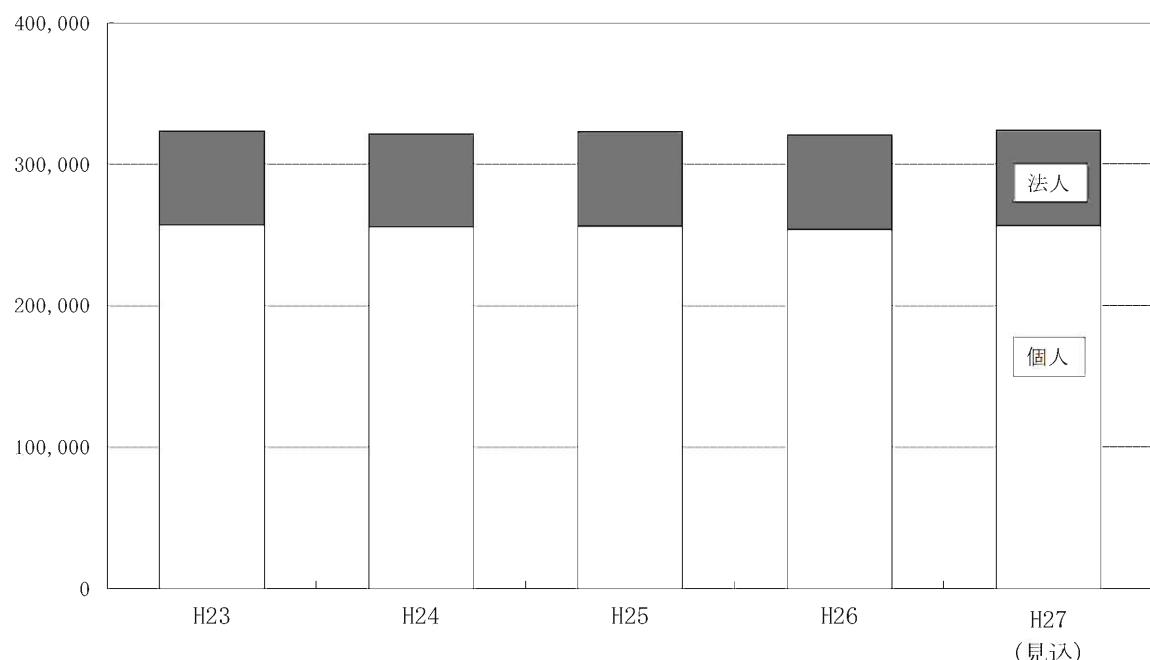
### 1 税 収

(単位:千円)

年度	個人		法人		合計
	税額(ア)	課税人員(人)	税額(イ)	法人数(社)	
H23	256,928	517,203	66,611	25,326	323,539
H24	255,570	518,354	65,931	25,371	321,501
H25	256,016	519,123	67,182	25,409	323,198
H26	254,042	519,635	67,164	25,597	321,206
H27 (見込)	256,594	519,283	67,389	25,597	323,983
計	1,279,150	—	334,277	—	1,613,427

税収の推移

(単位:千円)



## 2 税 制

森林環境税は、県民税均等割の超過課税方式を採用しており、県民が広く薄く負担することから公平であり、また、既存の税制を活用しているため県民にわかりやすい簡素な税制となっている。

納税義務者及び税率は以下のとおり。

### (1) 納税義務者

ア 個 人…県内に住所を有する個人

　　県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する市町村に住所を有しない者

　　ただし、以下の者は非課税

- ・生活保護法の規定により生活扶助を受けている者
- ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が 125万円以下の者
- ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める額以下の者

イ 法 人…県内に事務所又は事業所を有する法人

　　県内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、県内に事務所、事業所を有しないもの

### (2) 税 率

ア 個 人

年 額 500円

イ 法 人

年 額 法人県民税（均等割額）の 5%

法 人 の 区 分		森 林 環 境 税
資 本 金 等	1千万円以下	1,000円
	1千万円超 1億円以下	2,500円
	1億円超 10億円以下	6,500円
	10億円超 50億円以下	27,000円
	50億円超	40,000円

## 3 透明性の確保

税収は大分県森林環境保全基金として管理することにより、森林環境税の本来の目的に使われる仕組になっている。

また、基金の運用に関する情報を大分県情報センターにて開示している。

### Ⅲ 税を活用した取組（平成23～26年度）【事業費合計 1,312,473千円】

第2期（平成23～27年度）においては、「県民生活を守り、地球環境保全につながる森林づくり」をテーマに、「災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備」、「低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用」、「県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組」の三つの施策を柱として、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成のための事業が幅広く展開されている。また、森林環境税は、県独自の新たな森林づくりに活用されているほか、森林保全や林業振興の取組を加速するために国庫補助事業への上乗せにも有効活用されている。

以下、三つの施策ごとに、これまで4年間の取組の成果を検証した。

#### 1 災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備

【施策別事業費 610,520千円】

【施策別事業費割合 46%】

森林の有する機能の回復や保全を図り、災害に強く、生物多様性に富んだ健康な状態の森林づくりが行われている。

##### （1）主な取組と実績

###### ○荒廃森林の機能回復

- ・流木発生の危険性が高い河川沿いの人工林整備：99ha
- ・災害発生が懸念される間伐放置林の強度間伐：219ha
- ・再造林放棄地への広葉樹植栽：22ha

###### ○荒廃里山林の整備と利活用

- ・荒廃した竹林の整備： 94ha
- ・景観を阻害する雑木等の整備： 5ha

###### ○獣害対策の推進

- ・シカ被害の防止：捕獲頭数 82,839頭、防護柵設置 10,500m

###### ○森・川・海をつなぐ流域環境の整備

- ・海岸や港に漂着した流木の除去：処理量 7,890m<sup>3</sup>



流木発生の危険性が高い河川沿いの人工林整備



強度間伐により林内環境が改善された人工林



伐竹整備によりタケノコ生産地へと転換された竹林



森林シカ被害対策



漁港に漂着した流木の処理

## (2) 主な成果

森林の公益的機能の早期回復が助長され、健全な森林への誘導と災害の未然防止を図ることができた。

### ◆流木発生の危険性が高い河川沿いの人工林整備

(H22) 0ha → (H26) 99ha

### ◆伐竹により環境が改善された森林

(H22) 28ha → (H26) 122ha

### ◆シカによる農林業被害額は過去最低

(H26) 67百万円 ※過去最高はH15年度の129百万円

## 2 低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用

【施策別事業費 492,421千円】

【施策別事業費割合 38%】

持続可能な低炭素社会に向けた森林資源の確保と木材利用の推進により、森林の多面的機能を維持し、循環する森林づくりが行われている。

### (1) 主な取組と実績

#### ○健全な人工林資源の再生

- ・林業適地における低コスト再造林への支援： 1,593ha

#### ○未利用資源の有効利用

- ・竹材利用技術者の養成： 16人

- ・高齢化した広葉樹林の更新と利活用： 64ha、3,705m<sup>3</sup>

#### ○木材の需要拡大

- ・スギ丸太等の海外輸出を支援： 66,524m<sup>3</sup>

- ・住宅建設への地域材利用の推進： 111戸、561m<sup>3</sup>

- ・公共施設等への地域材利用の推進： 5施設、332m<sup>3</sup>

- ・大分県C L T等利用促進協議会の設立：会員 45社

#### ○林業の担い手育成

- ・林業架線技術者の養成： 3人



林業適地で低コスト再造林を実施



竹材工芸訓練生の実習



竹工芸展示会への出展



(伐採前)

(伐採後)

(搬出された原木)

高齢化した広葉樹林の更新と利活用（しいたけ菌床や製紙用パルプ材等に有効利用）



輸出用スギ丸太



高品質スギ乾燥材の住宅への利用



幼稚園の木造・内装木質化



CLT実証棟施工見学会

## （2）主な成果

林業適地への低コスト再造林が促進されるとともに、輸出によるスギ丸太等の新たな販路開拓と需要拡大、高品質スギ乾燥材の住宅への利用や普及宣伝活動等により地域材の利用が促進され、森林資源の確保と循環利用を図ることができた。

### ◆林業適地における低コスト再造林の実施

(H22) 257ha → (H26) 466ha

### ◆スギ丸太等地域材の輸出量

(H22) 11,057 m<sup>3</sup> → (H26) 51,409 m<sup>3</sup>

### ◆高品質スギ乾燥材の生産量

(H22) 83,970 m<sup>3</sup> → (H26) 122,605 m<sup>3</sup>

### 3 県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組

【施策別事業費 209,532千円】

【施策別事業費割合 16%】

大分の豊かな森林を次世代につなぐために、県民意識の醸成や森林づくり活動への参加を広げるための取組が行われている。

#### (1) 主な取組と実績

##### ○森林ボランティア活動の推進

- ・森林ボランティア研修の開催：受講者 313人
- ・N P O 等が行う森林づくり活動への支援：183団体

##### ○森林環境教育・木育の推進

- ・森の先生派遣：281回、体験児童数 13,037人
- ・森林環境学習指導者研修等の開催：受講者 131人

##### ○森林整備への理解と参加を広げる活動

- ・豊かな国の森づくり大会開催：4回
- ・マスメディアを活用した事業 PR：新聞31回、テレビ4回
- ・森林環境税パンフレット配布：21,000部
- ・マスコットキャラクター「もりりん」の派遣：123回

##### ○森林づくりに繋がる新たな取組の支援

- ・新たな育林技術・商品等の研究開発：新規研究 6件



森林ボランティア研修（樹木の基礎知識、安全講習等）



森林ボランティア研修 上級講座（刈払機、チェーンソー）



NPOやボランティア団体等が行う森林づくり活動（植樹、丸太切り体験）



森の先生派遣による子どもたちの森林体験学習・木育活動



豊かな国の中森づくり大会

ヤブツバキを活かした新商品開発

## （2）主な成果

県民の森林環境保全や木材利用の大切さ等に対する理解と関心が深まり、森林づくり活動への参加の輪が広がった。

### ◆森林ボランティア参加者の確保

(H23～26) 50,843人、年平均12,700人

### ◆地域におけるN P O等の森林づくり活動実施団体の増

(H22) 24団体 → (H26) 50団体

### ◆森の先生による森林体験児童数の増

(H22) 1,953人 → (H26) 4,339人

### ◆豊かな国の中森づくり大会による森林づくり意識の醸成

(H23～26) 参加者 3,100人

## IV 森林環境税についての県民の意識

### 1 個人を対象にした意識調査結果

県は、平成26年12月に、県政モニター164名に対してアンケートによる意識調査を実施した。調査票はメールまたは郵送し、106名から回答を得た（回答率65%）。

この調査結果によれば、間伐などの手入れが不足し、森林の公益的機能の低下を招いている現状について、67%が「知っている」と答えている。

また、個人の税額の妥当性についての問い合わせに対する回答では、73%が「妥当な金額」17%が「低い」と回答している。

そして、税を活用した事業の実施内容については、「大いに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて76%であった。

加えて、森林環境税の継続についての問い合わせに対する回答では、「大いに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて84%であった。

これらのことから、県民は公益的機能が低下しつつある森林の現状を認識し、森林環境を保全するためには、今後も税を負担して対策を講じる必要があると感じていることがうかがえる。

### 2 法人を対象にした意識調査結果

同様に県は、平成26年12月、大分商工会議所に関係する法人のうち無作為に抽出した1,000社に対し意識調査を行い、346社から回答を得た。（回答率35%）

この調査結果によれば、間伐などの手入れが不足し、森林の公益的機能の低下を招いている現状について、66%が「知っている」と答えている。

また、法人の税額の妥当性についての問い合わせに対する回答では、64%が「妥当な金額」、7%が「低い」と回答している。

そして、税を活用した事業の実施内容については、「大いに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて67%であった。

加えて、森林環境税の継続についての問い合わせに対する回答では、「大いに賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて76%であった。

これらのことから、法人も個人と同じように、公益的機能が低下しつつある森林の現状を認識し、森林環境を保全するためには、今後も税を負担して対策を講じる必要があると感じていることがうかがえる。

### 3. 森林環境税の使途と周知

森林環境税の使途として重点を置くべき事業についての問い合わせに対する、個人と法人からの回答は下図のとおりである。

「荒廃森林の整備」が最も多く、2番目が「林業の担い手の育成」、3番目が「里山林や竹林の整備」、以下「県産材の利用促進」、「獣害対策の推進」、「森林環境教育・木育の推進」「森林ボランティア活動の推進」、「良好な景観確保の取組」、「育林技術、木材利用に関する研究開発」、「レクリエーションの森の整備」と続いている。

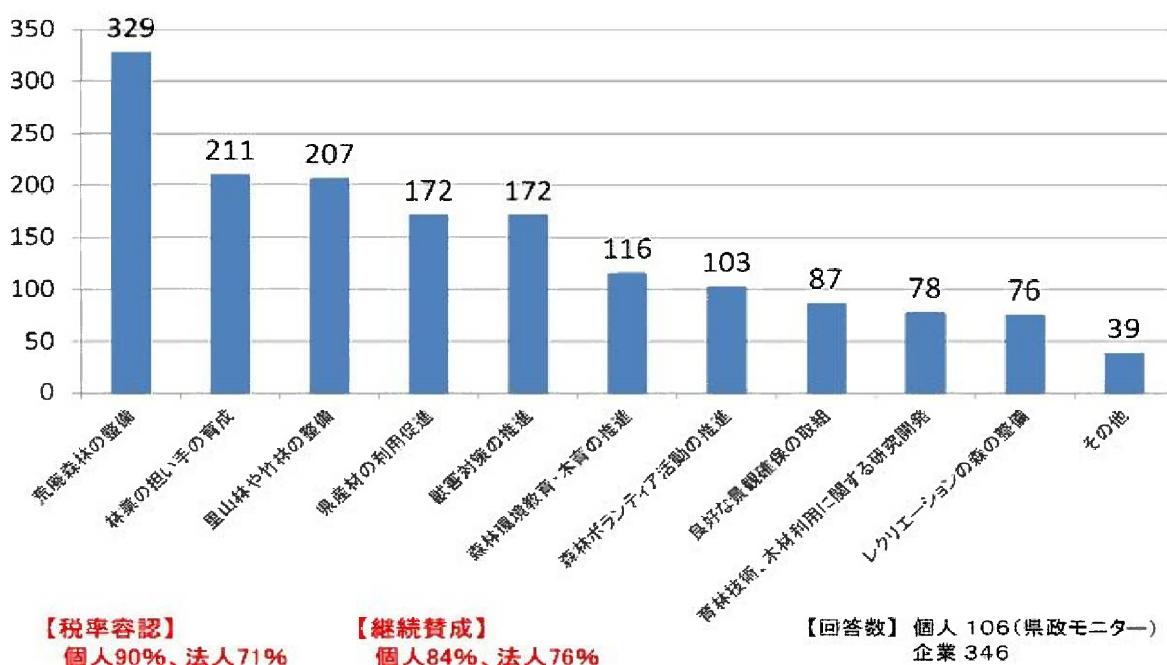
「荒廃森林の整備」や「林業の担い手の育成」、「里山林や竹林の整備」の回答が多かったことは、安心・安全な生活を守るために森林の公益的機能の増進を最優先して欲しいという県民意識の表れだと考えられる。

また、「県産材の利用促進」と「獣害対策の推進」が続いたことは、森林資源の確保と循環利用が健全な森林の維持と地域活性に繋がることを県民が理解しているものと受け取られる。

そして、豊かな森林を次世代につなぐために、「森林環境教育・木育の推進」や「森林ボランティア活動の推進」も必要とされていることがうかがわれる。

#### 森林環境税の使途(県民ニーズ)

～H26年12月アンケート結果より～



ただし、税導入後約10年の経過にもかかわらず、森林環境税の存在やその使途について知らない県民が多数いることから、すべての県民で守り育てる意識の醸成という面で、県民への周知が十分とは言えない。よって今後とも、税制及び税活用事業の積極的な周知を図り、森林づくりへの理解と参加を促進することが必要と考えられる。

## V 稅導入後10年目を迎えた現状と課題

### 1 森林・林業を取り巻く現在の状況

県土の72%を占める森林は、県土の保全、水源のかん養、木材生産等の多面的機能の発揮により、県民生活に大きく貢献している。特に近年は、平成24年7月九州北部豪雨災害や平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害等から、森林の山地災害防止や地球温暖化防止等の機能発揮に対する県民の要請が一層高まっている。また、戦後造林された人工林を中心に森林資源の充実が進んでおり、豊富な森林資源を有効に活用することが重要な課題となっている。

一方、合板への国産材利用の増大や海外輸出の増加により、地域材需要拡大の取組が進んでいる。また、地方創生の取組が求められる中、林業・木材産業は、C L Tや木質バイオマス発電等への地域材利用の促進、早生樹等の新たな育林技術の導入等により、成長産業の一つとして注目されている。

山村地域においては、過疎化や森林所有者の高齢化、担い手の不足、森林所有者の不在村化、無関心所有者の増加により、管理放棄森林が増えつつある。また、シカによる林業被害は減少傾向にあるものの、依然として林業経営の支障となっており、シカ被害対策の継続と強化が求められている。

また、地球温暖化問題や生物多様性の保全への関心の高まりから、学校や地域において森林環境教育や森林ボランティア活動の取組が進んでいる。このほか、価値観の多様化やライフスタイルの変化により、森林セラピーや森林レクリエーションなど、都市住民の健康増進や癒やしの場としての森林利用も増えつつある。

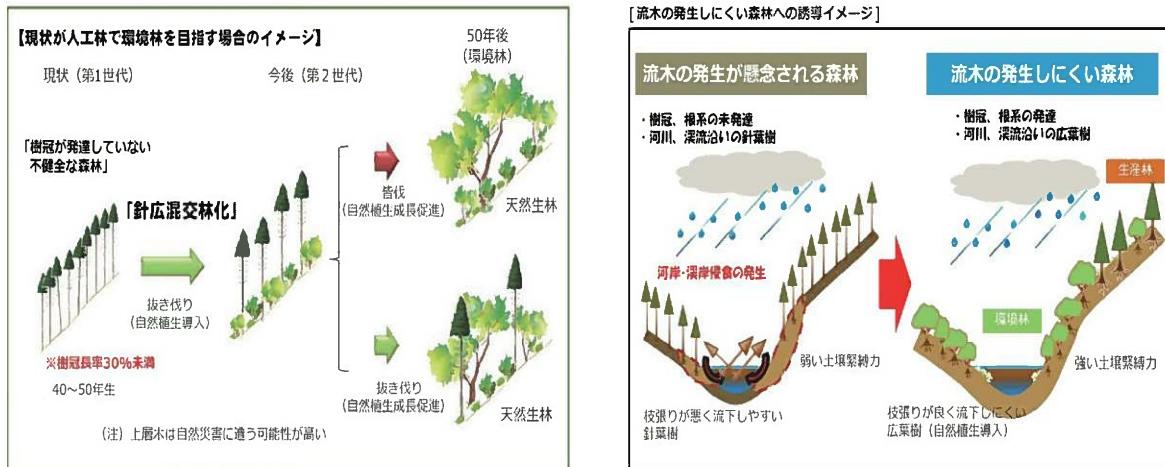
人口減少社会の時代を迎える中、森林の多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させ、県民の豊かな暮らしを支えていくには、県民総参加による森林づくりのさらなる推進と豊かな森林資源を活用した活力ある地域づくりが、大きな課題となる。

### 2 重点的に取り組むべき課題

以上のような現在の森林・林業を取り巻く状況を改善するために、次の6つの課題に重点的に取り組み、森林を適正に管理し、森林資源を循環利用していくことが求められる。

## (1) 荒廃森林の整備

県土を保全し、県民の安心安全な生活環境を保全するためには、間伐等の適正な施業が行われず公益的機能が低下した人工林や、河川沿いで流木発生の危険性が高い人工林の整備が必要とされる。これらの人工林については、強度間伐や抜き伐り等により自然植生の導入を促進することで針広混交林化や広葉樹林化を推進しながら、公益的機能の早期回復と自然災害の防止を図る必要がある。



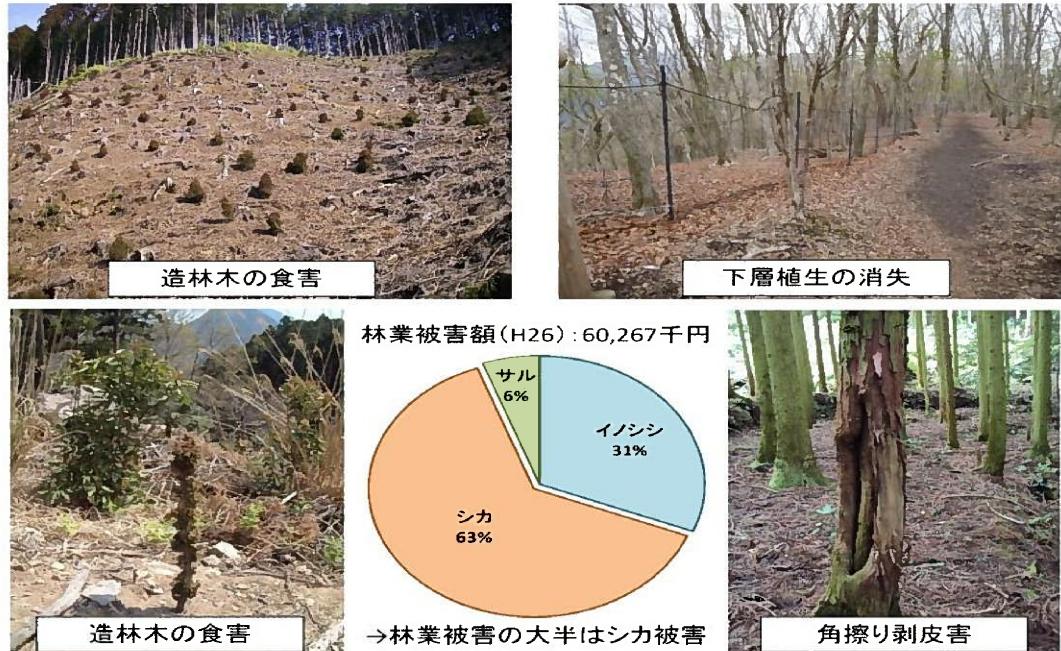
## (2) 里山林の保全と利活用

里山周辺地域の過疎化と森林所有者の高齢化が進む中、手入れ不足の里山林が増加し、景観悪化や倒伏被害の発生など様々な問題が生じている。今後、里山林を健全に保全していくためには、里山林資源の新たな需要創出や森林ボランティア等との協働による整備、森林環境教育や都市住民が心身を癒やす場として有効に活用するなど、県民が持続的に里山林と関わる仕組みをつくっていくことが必要である。



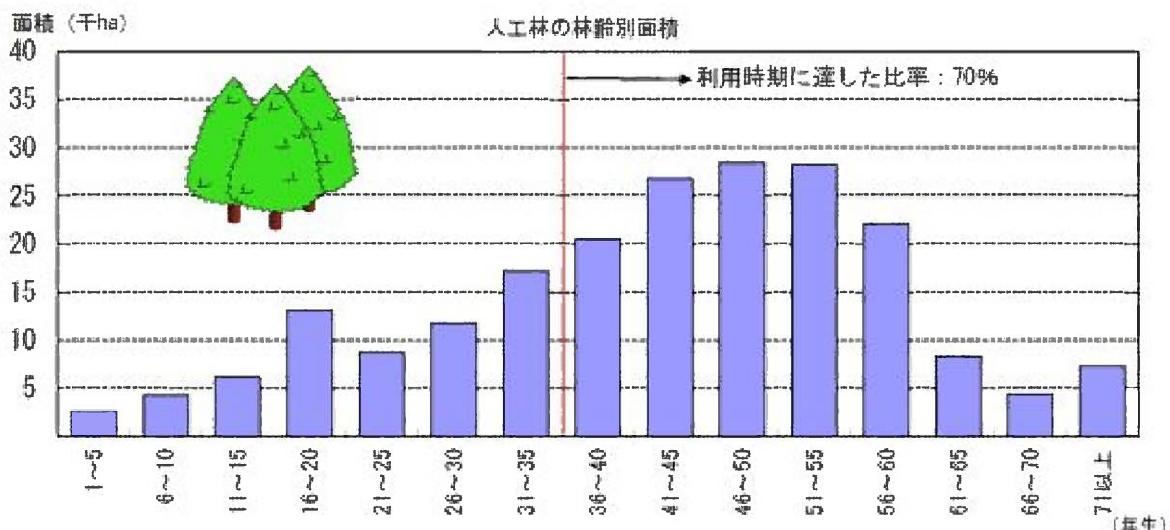
### (3) シカ被害対策の推進

野生鳥獣による林業被害のうち、シカによる被害は63%を占め、依然として林業経営意欲の低下を招く要因の一つとなっている。また、造林木や下層植生の食害による森林生態系への影響が危惧されている。被害軽減や森林生態系の保全を図るために、シカ捕獲による生息頭数の適正化や防護柵設置等による被害防止対策の継続と強化が必要である。



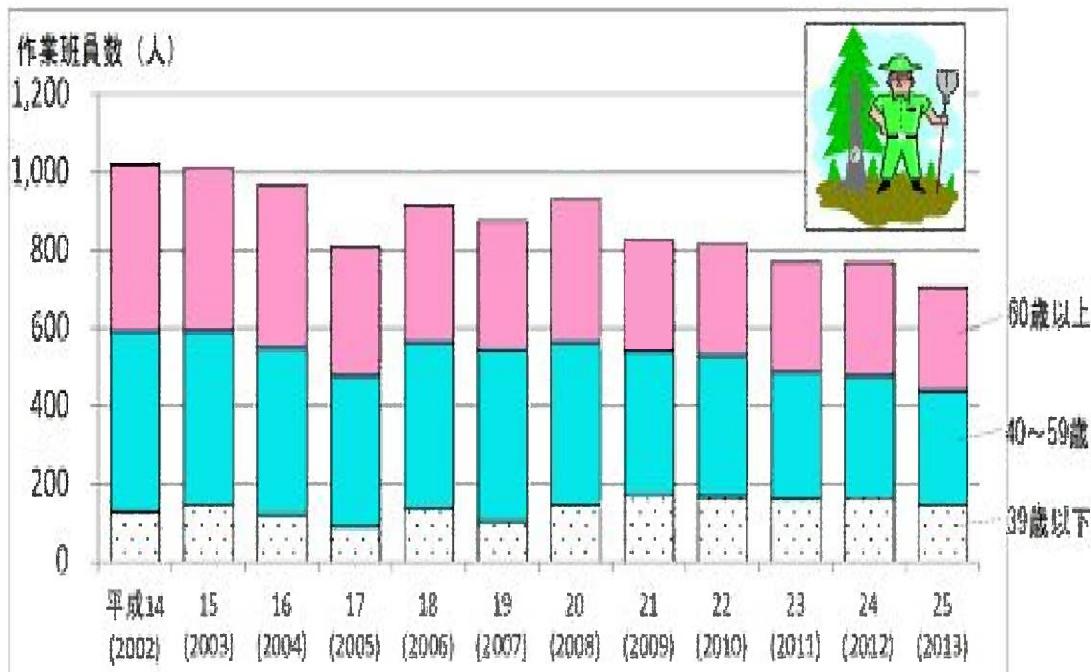
### (4) 森林資源の需要拡大と健全な人工林資源の再生

充実した森林資源は利用期を迎えており、この資源を循環利用することが、林業・木材産業の成長と地方創生の推進に繋がるため、森林資源の需要拡大が重要である。一方、人工林の皆伐が増えつつある中、皆伐跡地における森林機能の早期回復と将来の木材資源の確保を図るために、再造林の確実な実施や早生樹の導入などの取組が必要となる。



## (5) 林業の担い手確保・育成

人口減少社会の到来により社会全体で労働力の減少が懸念される中、林業においては、森林資源の利用期を迎える伐採作業や再造林にかかる事業量の拡大が進んでおり、若者を中心とする新規就業者の確保及び育成が喫緊の課題となっている。



## (6) 森林環境教育・木育の促進

将来にわたり、安心・安全で豊かな生活環境の保全と林業・木材産業の発展を図っていくためには、次世代を担う子どもたちを中心に森林環境教育活や木育活動を促進し、すべての県民に対し森林保全・木材利用等に対する関心と理解を深めてもらうことが必要である。



植樹体験



木育活動

## VI 森林環境税の継続について

これまで述べてきたように、森林環境税を活用した取組みについては、災害に強い森林の整備や森林資源を活かした取組、県民参加の輪を広げる活動など、県民ニーズや時代のニーズに対応した事業が幅広く展開され、一定の成果がみられる。

しかしながら、山村地域の過疎化や無関心所有者の増加により管理放棄森林が増えつつある中、健全な森林環境を保全し、森林資源を循環利用していくためには「荒廃森林の整備」や「森林資源の需要拡大と健全な人工林資源の再生」などの取組を継続していく必要がある。また、大分の豊かな森林を次世代に引き継いでいくためには、長期的な視点で、「森林環境教育・木育の促進」等を通じ、県民意識の醸成を図っていく必要もある。

また、地方創生の取組が求められる中、林業・木材産業における、ひとつくり・しごとづくりを通じた地域活性化など新たな課題も生じてきている。加えて、環境問題への関心が高まる中、森林の多面的機能の発揮に対する県民の期待はさらに大きくなっています。こうしたニーズに応えることのできる多様な取組がますます重要となってきた。

以上のことから、県民の理解と協力の下に、森林づくりの課題解決に向けた施策に要する財源を確保するため、森林環境税を継続し、税条例に定められた「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」に引き続き取り組むことが必要である。

一方、県民意識調査の結果をみると、森林環境税に関する県民の認知度が低いことから、今後、継続するにあたっては、税制及び税収使途事業の積極的な周知に努めるとともに、税条例に定める趣旨の範囲内で、県民の目にふれるような形での森林環境税の活用を広く、進めていくことが重要である。

税率については、導入から10年を経過し、現在の税負担がおおむね県民や法人に受け入れられていることから、これを維持することが妥当である。

なお、九州内で森林環境税を導入している他の6県はすべて大分県と同じ税率であり、全国で森林環境税を導入している35県のうち20県が大分県と同じ税率である。

## VII 今後の森林環境税の使途について

税収の使途として、「自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり」をテーマに、豊富な森林資源を活用した特徴ある地域づくりと、健やかで心豊かに暮らせる大分県を築くために、次のような施策に取り組むことが望まれる。

### 1 県民生活と自然環境を守る森林づくり

県民の安心・安全な暮らしと生物多様性に富んだ自然環境を守るために森林づくりを推進する。

#### ① 荒廃森林の整備

管理放棄された森林については、公益的機能の向上を図るため、針広混交林や広葉樹林へ誘導する森林づくりを推進する。

#### ② 里山林の保全と利活用

里山周辺の生活環境を守るために必要な荒廃竹林等の整備や高齢化した広葉樹等の利活用を推進する。

#### ③ シカ被害対策の推進

森林資源の確保と林業被害の軽減を図るため、シカ被害対策を推進する。

#### ④ 森・川・海をつなぐ環境の整備

豊かな漁場や美しい河川環境の保全に繋がる森林づくり活動及び川下の流木対策等に対し支援する。

### 2 森林資源の循環利用による地域活性化

利用期を迎える充実した森林資源の循環利用を推進し、林業・木材産業の成長を図るとともに、地方創生の取組に貢献する。

#### ① 森林資源の需要拡大

学校などの公共施設や商業施設等への地域材活用や製材品の輸出等を推進する。

#### ② 健全な人工林資源の再生

木材生産機能の高い生産林の循環利用を図るため、生産林の皆伐跡地において低コスト再造林を促進するほか、早生樹の導入など新たな育林技術の取組を推進する。

#### ③ 林業の担い手確保・育成

林業を総合的に学ぶ長期研修プログラムやインターンシップ等により、若年世代が林業にふれる機会を増やすとともに、技術研修の充実を図り、担い手の確保と育成に向けた取組を推進する。

### 3 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組

広く県民が森林づくり活動に参加できる機会を提供し、森にふれ親しみ、すべての県民で森林づくり支える意識の醸成を図る。

#### ① 森林環境教育・木育の促進

すべての県民に、森林の多面的機能や森林整備の重要性、木材利用の意義に関する理解を深めてもらえるよう、学校や地域等における森林環境教育・木育活動を促進するほか、ごみゼロおおいた作戦の取組を推進する。

#### ② 森林ボランティア活動の促進

森林づくりボランティア支援センターの機能強化、都市住民と山村地域の交流促進等により、森林ボランティア活動の取組を促進する。

#### ③ 森林づくりへの理解と参加を広げる活動

森林環境税の使途や必要性等について県民の理解と協力が得られるよう、マスメディアを活用した広報活動等を積極的に行う。また、広く県民が森にふれ親しめる環境を整備するとともに、森林づくり活動への参加を呼びかける。

### 【新テーマ】

## 自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり

### I 県民生活と自然環境を守る森林づくり

- ①荒廃森林の整備 ……自然災害の防止を図る抜き伐り・自然植生導入等
- ②里山林の保全と利活用…竹林や広葉樹林の整備とバイオマス燃料等への活用促進
- ③シカ被害対策の推進……林業被害の軽減を図るシカ生息数の適正化等
- ④森・川・海をつなぐ環境の整備 ……豊かな漁場や美しい河川をつくる森林整備等

### II 森林資源の循環利用による地域活性化

- ①森林資源の需要拡大 ……公共施設や商業施設への利用促進、製品の輸出等
- ②健全な人工林資源の再生…皆伐跡地での低コスト再造林の促進、早生樹の導入等
- ③林業の担い手確保・育成 ……新規就業希望者を対象とした長期研修プログラム等

### III 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組

- ①森林環境教育・木育の促進…学習機会の充実、ごみゼロおおいた作戦の推進等
- ②森林ボランティア活動の促進…森林づくりボランティア支援センターの機能強化等
- ③森林づくりへの理解と参加を広げる活動…広報活動、イベント開催等

## 資料（目次）

○森林環境税活用事業の実績（平成23～26年度）	・・・・・ P 1
○森林環境税の導入状況（全国）	・・・・・・・・・・ P 4
○アンケート結果	・・・・・・・・・・・・・・ P 5
○条例	・・・・・・・・・・・・・・ P 6
○大分県森林づくり委員会設置要綱、委員名簿、開催状況	・・ P 8
○森林・林業関係用語の解説	・・・・・・・・・・ P 11

## 森林環境税活用事業の実績(平成23～26年度)

### (1) 災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備

事業名	実施内容	事業量	
1 荒廃人工林緊急整備事業	・流木発生の危険性が高い河川沿いの人工林整備	面積	9.9 ha
	・間伐放置林における40%強度間伐の実施	面積	2.19 ha
	・災害発生が懸念される再造林放棄地への植林	面積	2.2 ha
2 竹林環境改善整備事業	・荒廃竹林の広葉樹林への転換、景観保全	面積	1.4 ha
	・荒廃竹林の竹材・タケノコ生産地への転換	面積	7.5 ha
	・空港道路沿線の景観改善を図る伐竹整備	面積	5 ha
3 魅力ある景観づくり推進事業	・景観を阻害する雑木等の整備	面積	5 ha
	・タデ湿原、長者原園地の木道整備	延長	204 m
4 県営都市公園里山利活用推進事業	・県営都市公園の里山・竹林を活用した自然体験学習等の実施	参加者	217人
5 森林シカ被害防止対策事業	・シカ個体数調整のための捕獲に対する報償金	捕獲頭数	82,839頭
	・シカ防護柵の設置	延長	10,500 m
	・パークガードの設置	枚数	14,020枚
6 おおいた生物多様性保全事業	・奥山地域の植生調査等	調査地	7地域
	・絶滅危惧種の保護活動	実施団体	6団体
7 森と海をつなぐ環境保全推進事業	・地区自治会、NPO等のボランティアによる海岸の漂着流木の除去	処理量	1,065 m <sup>3</sup>
	・地元漁協等による漁港や港湾内に漂着・滞留した流木の除去	処理量	6,825 m <sup>3</sup>
8 世界農業遺産関連調査事業	・国東半島・宇佐地域のクヌギ林とため池の影響調査(河川の栄養塩・河口域の生物相)	調査地	2河川
事業費計		610,520千円	

## (2) 低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用

事業名	実施内容	事業量	
1 再造林促進事業	・林業適地における低コスト再造林への支援	面積	1,593ha
2 県産竹材利用促進事業	・竹材利用技術者養成研修の開催	研修生	16人
3 竹工芸海外販路開拓事業	・米国における展示会の開催	回数	5回
4 竹産業振興対策事業	・竹材需要拡大の普及啓発活動の実施	活動回数	12回
5 竹林伐採・竹材活用促進事業	・竹工芸訓練生の竹材調達技術習得研修の開催	竹材生産本数	約50本
6 国産広葉樹資源利活用促進事業	・高齢化した広葉樹林の更新と利活用	面積	6.4ha
		利用材積	3,705m <sup>3</sup>
7 森林経営集約化促進事業	・経営意欲を失った森林所有者の森林を集約化し、森林経営意欲を持つ国内企業に売買の斡旋・紹介を行う取組	箇所数	5箇所
		契約面積	4.55ha
8 スギ丸太等海外輸出促進事業	・スギ丸太等の海外輸出を支援	輸出先	韓国、台湾、中国
		輸出量	66,524m <sup>3</sup>
9 スギ丸太等内航貨物輸送トライアル事業	・県外大手需要先への試験輸送の実施	輸送量	10,804m <sup>3</sup>
10 地域材活用住宅建設促進事業	・住宅建設への地域材利用の推進	住宅戸数 地域材使用量	111戸 561m <sup>3</sup>
11 公共建築物等地域材利用促進事業	・公共施設等への地域材利用の推進	施設数 地域材使用量	5施設 332m <sup>3</sup>
12 県産木材有効利活用促進事業	・道路工事における木製横断防止柵の設置	延長	325m
13 木材加工流通施設等整備事業	・高品質な横架材の生産が可能な高周波乾燥機の整備	設置数	2基
14 被災者支援木造施設等設置事業	・東日本大震災被災地への木造施設等の寄贈	寄贈先	12市町村
15 C L T 普及促進事業	・大分県C L T等利用促進協議会の設立	会員数	45社
16 次世代林業の森林づくり推進事業	・次世代林業のモデル林設置	設置数	15箇所
17 障がい福祉施設整備事業	・地域材を利用した福祉施設整備への支援	施設数 地域材使用量	1施設 61m <sup>3</sup>
18 林業架線技術習得支援事業	・林業架線技術者養成研修の開催	研修生	3人
事業費計		492,421千円	

(3) 県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組

事業名	実施内容	事業量	
1 森林づくりボランティア活動促進事業	・森林ボランティア安全講習会の開催	受講者	82人
	・森林ボランティア活動支援物品の交付	交付件数	186件
	・森林ボランティア研修(初級、中級、上級)	受講者	313人
	・NPO、企業、地域が協働した森林づくり	面積	8ha
	・企業参画による森林づくり活動の実施	協定面積	1.5ha
	・NPO等が行う森林づくり活動への支援	団体数 参加者	183団体 41,856人
2 森林環境教育推進事業	・NPO等が行う子どもたちを対象とした森林体験活動への支援	団体数 参加者	30団体 4,783人
	・森の先生派遣による森林体験活動等の実施	派遣回数 体験児童数	248回 12,065人
	・次代の森林づくり活動リーダー育成研修の実施	研修生	70人
3 子育て自然体験促進事業	・森の先生派遣による子育て支援施設での自然体験学習会の実施	派遣回数 体験児童数	33回 972人
4 山岳施設整備事業	・久住山避難小屋トイレの整備や祖母山避難小屋の改修等	箇所数	3箇所
5 タデ原湿原木道整備事業	・タデ原湿原の木道改修	延長	98m
6 森林環境学習促進事業	・森林環境学習指導者養成研修の開催	受講者	131人
7 ごみゼロ探検団推進事業	・子どもたちを対象とした自然体験等の環境学習を行う団体に対し支援	団体数	11団体
8 豊かな水環境創出事業	・流域住民が行う源流域での植樹活動や水循環を学ぶ研修会等への支援	活動数	27回
9 観光行政事務指導費	・観光イベントや県立美術館等を活用した大分県産材のPR	風呂桶 木育ツール	180個 1式
10 みんなで支える森林づくり推進事業	・豊かな国の森づくり大会の開催	回数 参加人数	4回 3,100人
	・大分県森林づくり委員会の開催	回数	12回
	・森林づくり流域協議会の開催	回数	57回
	・次世代の大分森林づくりビジョン推進会議の開催	回数	1回
11 おおいたの森林づくり広報推進事業	・新聞による広報活動	回数	31回
	・テレビによる広報活動	回数	4回
	・森林環境税パンフレットの配布	配布部数	21,000部
	・マスコットキャラクター「もりりん」の各種イベントへの派遣	回数	123回
12 新たな育林技術等研究開発事業	・新たな育林技術や新たな木材等の需要拡大を目的とした研究開発への支援	新規研究数	6件
事業費計		209,532千円	

## 森林環境税の導入状況(全国)

	導入年度	税の名称(通称)	課税のしくみ		
			方式	個人	法人
岩手	18	いわての森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
宮城	23	みやぎ環境税	県民税均等割超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増
秋田	20	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の8%増
山形	19	やまがた緑環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
福島	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
茨城	20	森林湖沼環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
栃木	20	とちぎの元気な森づくり県民税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
群馬	26	ぐんま緑の県民税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
神奈川	19	水源環境保全税	県民税均等割・所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし
富山	19	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%、 7.5%、10%増
石川	19	いしかわ森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
山梨	24	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
長野	20	森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
岐阜	24	清流の国ぎふ森林・環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
静岡	18	森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	400円/年	均等割額の5%増
愛知	21	あいち森と緑づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
三重	26	みえ森と緑の県民税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
滋賀	18	琵琶湖森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の11%増
兵庫	18	県民緑税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の10%増
奈良	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
和歌山	19	紀の国森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
鳥取	17	森林環境保全税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
島根	17	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
岡山	16	おかやま森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
広島	19	ひろしまの森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
山口	17	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
愛媛	17	森林環境税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
高知	15	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	500円/年
福岡	20	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
佐賀	20	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
長崎	19	ながさき森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
熊本	17	水とみどりの森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
大分	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
宮崎	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
鹿児島	17	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増

## 森林環境税に対する県民の意識について（アンケート結果）

質問事項等	個人	法人
調査対象者(社)数	164	1,000
回答者(社)数	106	346
回収率(%)	65%	35%
1. 県内の森林の現状を知っている (公益的機能低下のおそれ、森林保全の必要性等)	67%	66%
2. 森林環境税を知っている	36%	28%
3. 個人税額(500円/年)を知っている	26%	19%
4. 個人税額の妥当性について	高い	9%
	妥当	73% 90%
	低い	17% 82%
	無回答	1% 9%
5. 法人税額(1,000円～40,000円/年)を知っている	18%	17%
6. 法人税額の妥当性について	高い	4%
	妥当	53% 93%
	低い	40% 71%
	無回答	3% 7%
7. 森林環境税を活用した事業について (知っている+だいたい知っている)	24%	16%
8. 森林環境税を活用した事業の内容について (大いに賛成+どちらかといえば賛成)	76%	67%
9. 森林環境税制度の継続について (大いに賛成+どちらかといえば賛成)	84%	76%
10. 森林環境税の使途として重点を置くべき事業	(1位)	荒廃森林の整備
	(2位)	県産木材の利用促進
	(3位)	獣害対策の推進
	(4位)	林業の担い手の育成
	(5位)	里山林や竹林の整備
		荒廃森林の整備
		里山林や竹林の整備
		林業の担い手の育成
		獣害対策の推進
		県産木材の利用促進

【調査時期】 平成26年12月

【調査対象】 (個人) 県政モニター164名

(法人) 無作為に抽出した県内企業1,000社

# ○森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

平成十七年三月三十一日  
大分県条例第十二号

## (趣旨)

第一条 この条例は、森林資源の確保並びに現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

## (個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十八年度から平成二十七年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

## (法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十三条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成十七年大分県条例第十二号)第三条第一項」とする。

## (基金への積立て)

第四条 知事は、この条例の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、森林環境の保全のための基金に積み立てるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(略)

## 附 則(平成二二年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

(略)

# ○大分県森林環境保全基金条例

平成十八年三月三十日  
大分県条例第二十六号

## (設置)

第一条 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成十七年大分県条例第十二号。以下「森林環境税条例」という。)第一条に規定する森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策を推進するため、大分県森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、森林環境税条例第四条の規定により基金に積み立てる額として一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

## (基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## (繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

## (処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

## (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

# 大分県森林づくり委員会設置要綱

## (設置)

第1条 大分県森林環境保全基金条例（平成18年大分県条例第26号）第1条に規定する森林環境保全基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るため、大分県森林づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基金を活用した施策に関すること
- (2) 基金を活用した県民提案事業の審査に関すること
- (3) 基金を活用した事業の成果の検証に関すること
- (4) 新たな森林づくり行動計画に関すること
- (5) 森林環境税の検証、制度の見直しに関すること。
- (6) その他基金の運用に関し必要な事項

## (委員)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他適當と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部森との共生推進室において処理する。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

## 大分県森林づくり委員会 委員名簿

所属機関等	氏名
NPO法人 水辺に遊ぶ会 理事長	アンカガ ユキコ 足利 由紀子
大分県木材協同組合連合会 専務理事	アダチ ハリコ 足立 紀彦
祖峰女性林研グループ 会長	アダチ ユミコ 安達 由美子
大分県漁業協同組合女性部 鶴見支部 支部長	アベ アイ子 阿部 愛子
立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部 准教授	○ アツイ ケン 有井 健
おおいた上野の森の会 事務局	イケマツ ブコ 池松 信子
大分大学工学部 教授	○ イノウエ マサフミ 井上 正文
直川林研グループ 会長	ゴトウ ジュウヤ 後藤 重也
大分森林インストラクター会 会長	サガラ タカハジ 相良 尊徳
大分銀行 地域支援室 推進役	シオツカ ジュンコ 塩塚 淳子
一級建築士	タクマ ハンジ 詫摩 賢治
大分大学工学部福祉環境工学科 助教	ヒメノ ユカ 姫野 由香
生活協同組合コープおおいた 理事	ミヤザキ チエコ 宮崎 千恵子
大成住建株式会社 常務取締役	ヨコヤマ タイチ 横山 太一

※50音順（計14名）

◎委員長 ○副委員長

## 大分県森林づくり委員会開催状況

開催回	開催日	審議内容等
第1回	平成27年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制度の経緯</li> <li>・税収状況</li> <li>・使途事業の状況</li> <li>・県民意識（アンケート結果）</li> <li>・報告書の骨格</li> </ul>
第2回	平成27年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績</li> <li>・事業実施団体との意見交換</li> <li>・成果検証</li> <li>・課題と今後の方向性</li> </ul>
第3回	平成27年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(案)の検討</li> </ul>

## 力行

### ○ 皆伐（かいばつ）

一定面積の立木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

### ○ 乾燥材（かんそうざい）

製材品を建築用材などとして使用する前に、あらかじめ乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法の狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。蒸気式などの乾燥装置で人工的に乾燥したものと、屋内外で一定期間自然に乾燥したものがある。

### ○ 間伐（かんばつ）

育成過程の森林で、林木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るために、目的とする樹木の密度を調節する伐採のことをいう。一般的に除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。

### ○ 原木（げんぼく）

製材、合板、パルプ等の原材料として用いられる丸太。

### ○ 公益的機能（こうえきてききのう）

森林の機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能などをいう。

### ○ 更新（こうしん）

森林や樹木などの世代交代。

### ○ 合板（ごうはん）

丸太から大根のカツラムキのように薄板をつくり、纖維方向を交互にして接着剤で貼り合わせた板。

## サ行

### ○ 再造林（さいぞうりん）

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹人工林の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽する。

### ○ 里山（さとやま）

集落の近くにある森林の総称。集落の近くにあって、地域住民が日常生活の中で、生活用燃料や堆肥を作るための落ち葉の採取等に利用している、あるいは、利用していた森林。近年では周辺の水辺や農地を含めて里山として扱う場合もあり、生物の生息空間としての重要性が見直されている。

### ○ しいたけ菌床（しいたけきんじょう）

ナラ、クヌギ等の木粉（オガクズ）と米ヌカ等の栄養分を合わせたものに、しいたけの種菌を植えつけて培養した培地。しいたけ栽培に使う。

- **C L T (しーえるていー)**  
Cross Laminated Timberの頭文字を取った略称。1993年頃欧州で開発され、木材を板状に加工したラミナ（挽き板）を面状に接着パネル化し、繊維方向が直交するように積層接着したもの。節などの欠点材を有効活用でき、欠点分散できることで性能が均一化し、面材として中層・大規模建築にも活用できる。
- **獣害 (じゅうがい)**  
獣類によって、樹皮をはがされたり若木が食害を受けたりする被害のこと。
- **循環する森林づくり (じゅんかんするしんりんづくり)**  
木を「植える→育てる→使う→植える」という森林整備と木材利用のサイクルのこと。
- **植栽 (しょくさい)**  
苗木を植え付けること。
- **除伐 (じよばつ)**  
育成対象となる樹木の育成を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。
- **針広混交林 (しんこうこんこうりん)**  
針のような葉をもった「針葉樹」と、平たくて広い葉をもつ「広葉樹」が混ざりあった森林。
- **人工林 (じんこうりん)**  
苗木の植栽や播種など人為によって更新された森林。
- **森林資源 (しんりんしげん)**  
直接的な意味では、森林から採取して生活に用いられる有用な材料や原料となるものをいい、製材、紙、パルプなどに用いられる木材、落葉や枝を含めた薪や炭などの燃料材、キノコ、薬草、木の実、竹、樹皮、樹液、樹枝、繊維、染料など市場で取引きされる商品、および日常生活での必需品など。その後、水や空気や土壤など森林の存在によって生じる自然環境、さらには、水、大気、土などの物質そのものよりも、水の循環、大気浄化や気候の安定、土の生産・流出防止などの森林に備わっている環境維持機能も森林資源であると考えるようになってきた。
- **森林所有者 (しんりんしょゆうしゃ)**  
森林を保有する者あるいは所管する者。
- **森林整備 (しんりんせいび)**  
森林施業とそのために必要な施設（林道など）の作設、維持を通じて森林を育成すること。
- **森林施業 (しんりんせぎょう)**  
主に木材生産を目的に、森林に対して様々な働きかけをすること。対象とする森林タイプで分けて「針広混交林施業」「広葉樹林施業」、伐期で分けて「短伐期施業」「長伐期施業」、収穫と更新のしかたで分けて「択伐林施業」「複層林施業」というように使う。

## ○ 森林セラピー（しんりんセラピー）

森林のもつ人体への生理的リラックス効果などの「癒し効果」を科学的に解明し、科学的な根拠に基づく健康増進やリハビリテーションのための効果的なプログラムを確立したもの。

## ○ 森林の持つ多面的機能（しんりんのもつためんてききのう）

森林の有している機能で、森林が人間に、ある効用を及ぼす時、その効用を及ぼす能力を森林の機能という。一般に木材生産機能、保健・教育・文化機能、野生動植物の生息地保護機能、水源かん養機能、防災機能、生活環境機能、などが挙げられる。

## ○ 森林ボランティア（しんりんボランていあ）

自主的に森林づくり活動に参加し、自らの責任において判断し行動する人たちのこと。森林ボランティアの出発点はあくまでも、森林づくりへの自主的な参加であり、その動機や関わり方も様々である。森林づくり活動を通して自らが森林の大切さについて認識するとともに、さらに周りの方々に森林の働きを伝達する担い手として期待されている。

## ○ 水源かん養機能（すいげんかんようきのう）

洪水を緩和させる、流量を安定させる、水質を浄化するなど、森林のもつ水資源を保全する働き。

## ○ 製材（せいざい）

丸太から角材や板材を挽き出すこと、またはその製品。

## ○ 生物多様性（せいぶつたようせい）

生物が多くの種に分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性という。

## ○ 早生樹（そうせいじゅ）

スギやヒノキに比べ成長が早く、早期に木材利用が可能な樹木。チャンチンモドキ、コウヨウザンなど。

## ○ 造林（ぞうりん）

森林の生育過程を通して、育成管理すること。

## 夕行

## ○ 地域材（ちいきざい）

大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材のこと。

## ○ 地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

二酸化炭素やメタンなど、温室効果ガスの大気中の濃度が上がることにより、地球上の熱が大気圏外へ放出されにくくなって気温が上昇する現象。

## ○ 低コスト再造林（ていこすとさいぞうりん）

1ヘクタール当たりの植栽本数を従来の3,000本から1,500～2,000本に減らした再造林のこと。植栽費用を低減できるとともに、植栽後の育林コストの低減にもつながる。

## ○ 低炭素社会（ていさんそしゃかい）

二酸化炭素の排出量の少ない社会。

## ナ行

### ○ 抜き伐り（ぬきぎり）

木材の収穫を主目的とせず、更新を主目的として、林分内の樹木を数年～数十年毎に計画的に繰り返し伐採する施業。主として人工林を天然林に更新する場合に用いる。皆伐に比べ伐採により林分の状態が大きく変化せず、持続的に次の世代の樹木を発生させることができるのが特徴である。

## ハ行

### ○ バイオマス

再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。例えば、木質のバイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。

## マ行

### ○ 木育（もくいく）

幼児期から原体験としての木との関わりを深め、豊かな暮らしづくり、社会づくり、そして森づくりに貢献する市民の育成を目指す活動。

### ○ 木材産業（もくざいさんぎょう）

木材を原料とした加工・流通に関連する生産業、販売業の総称。

### ○ 木質バイオマス発電（もくしつバイオマスはつでん）

木材の樹皮やおがくず、チップなどの木質系バイオマスをボイラーで燃焼して電力と蒸気を取り出す発電施設をいう。

### ○ 森の先生（もりのせんせい）

県に登録された、森に関する専門知識や森林体験活動等の経験を有する専門家。幼稚園や小学校等に派遣され、子どもたちを対象とした森林環境教育活動を行う。

## ラ行

### ○ 林業架線（りんぎょうかせん）

伐採した木を林道端などに集めるために使われる、空中に張られたワイヤーロープのこと。

### ○ 林業経営（りんぎょうけいえい）

林地を生産基盤として林産物（主に木材）の生産・販売などをする営みをいう。

### ○ 林齢（りんれい）

森林の年齢のこと。人工林では、苗木を植えた年を「1年」として、以下「2年」、「3年」…と数える。